外国人技能実習制度関係者養成講習
インボイス対応による請求書等の発行について

2023 年 10 月より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されたことにより、外国人技能実習制度関係者養成講習の受講料について、申込をされた方全てに請求書を発行することと致します。下記の通り発行致しますのでご確認ください。
また、併せて当連合会の事業者登録番号もお知らせいたします。

◆公益社団法人全国労働基準関係団体連合会: T9010005016841
国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト

受講料の請求書発行について

① 申込フォームの中にある「その他」の「振込人名義(漢字)」の欄に記載頂いた名義を請求書の宛名と致します。事前に振込人名義をよくご確認の上、ご入力ください。振込人名義を変更する場合は、速やかに当連合会へお知らせください。
※振込人名義を「受講者本人」で選択した場合は、受講者氏名を請求書の宛名とします。
② 請求書は受講者1名につき1枚発行します。
※会社ごとに複数人分を一枚の請求書にまとめることはシステム上できませんのでご了承ください。
③ 請求書の送り先はご登録頂いたメールアドレスへお送り致します。複数名を同時にお申込み頂いた場合は、お申込日・ご登録アドレスが同一であればメール1通にまとめて複数人分の請求書を添付致しますが、お申込日が違う・またはご登録アドレスが違う場合は別のメールで届く場合もございますのでご了承ください。
④ 請求書の発行は原則、申込を頂いた翌営業日に発行いたします。それに伴い、請求書の発行日も翌営業日の日付となります。
※請求書発行は翌営業日としておりますが、遅くなる場合もありますのでご了承ください。
⑤ 宛名の修正などのご依頼は1回までとさせて頂きます。

注1. 請求金額は請求書の左上に記載があります。入金の際はご注意ください。
注2. 請求書の発行日付は上記のとおり、申込を頂いた翌営業日の日付になります。請求書類の発行日付より前に入金したことによる日付の修正は承れませんので、入金する際には今一度ご確認ください。